

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成25年11月29日
松 阪 市

1. 提案の概要

松阪市(以下、「当市」という。)は、福祉部(福祉事務所)内に生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及びこれらの申請者、相談者を含めた生活困窮者等(以下、「生活困窮者等」という。)を対象としたハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置することにより、当市と国(以下、「ハローワーク松阪」という。)が連携し、生活困窮者等に対する一体的な就労支援の実施を検討している。

2. 提案理由

当市でも生活保護受給者等をはじめとする生活困窮者等が増加傾向にあるなか、それらの内で稼働能力を有する者に対する就労支援のあり方が課題となっている。

この点、現在も当市はハローワーク松阪と連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案を行う。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及びこれらの申請者、相談者を含めた生活困窮者等とする。

(2) 設置場所

・松阪市役所福祉部(松阪市福祉事務所)内

(3) 実施内容

ハローワーク松阪が行う無料職業紹介等と当市が行う生活困窮者等に対する就労支援業務を一体的に行えるよう連携を密にして取り組んでいく。

具体的にハローワーク松阪から就労支援窓口(前項設置場所)へ職員を配置してもらい、当市から案内を受けた支援対象者に対して、無料職業紹介等のうえで就労に結び付けてもらう。

当市は、福祉部(福祉事務所)において、生活保護受給者、住宅支援給付受給者及びこれらの申請者にあっては、稼働能力の有する者に対し、就労支援相談員(自立支援プログラム)またはケースワーカー(ケースワークでの就労支援)により就労喚起等を行ったうえで、また、その他の受給者等にあっては、担当課窓口の対応により支援対象者を就労支援窓口へ案内する。

4. 実施時期

平成26年4月予定